

令和3年由仁町議会第1回定例会 第2号

令和3年3月12日（金）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 会議案第1号 閉会中の所管事務調査について
- 4 意見書案 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書
第1号 の提出について
- 5 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
	1番	大 畠 敏 弘 君		2番	加 藤 重 夫 君
	3番	早 坂 寿 博 君		4番	羽 賀 直 文 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	平 中 利 昌 君
	7番	大 竹 登 君		8番	佐 藤 英 司 君

○欠席議員（0名）

◎開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。
よって、本日の会議は成立いたしましたので、これから会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 早坂君、4番 羽賀君を指名いたします。

◎討論内容についての発言

- 議長（熊林和男君） ここで、後藤議員から令和3年3月4日開会の第1回定例会におけるご自身の討論について発言の申出がありましたので、許可いたします。

後藤君

- 9番（後藤篤人君） ただいま議長から許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

3月4日に開催された第1回由仁町議会定例会日程第5、由仁町介護保険条例審査特別委員会報告第1号において、私は賛成討論を行いました。大事な本会議である討論の場において、特別委員会の場で採決した際反対が一人もいなかったという誤った内容を述べてしまったことで議事進行にご迷惑をおかけしましたこと、また委員会採決時に実際反対された当該議員2名に対しても大変ご迷惑をおかけしてしまったことに対し、おわび申し上げます。

以上で終わります。

◎日程第2 一般質問

- 議長（熊林和男君） 日程第2、一般質問を行います。
一般質問においては、4名の議員から通告されております。
順次発言を許します。

最初の質問者、佐藤君の発言を許します。

佐藤君

- 8番（佐藤英司君） 私は、通告に従いまして1点ご質問をさせていただきます。
公共施設の老朽化に伴う今後の維持管理についてでございます。町においては、引き続き厳しい財政状況が続いていますが、併せて町長が町政執行方針でも述べているとおり、公共施設全般の老朽化も問題になっていると思います。また、少子高齢化に伴う人口減少社会においては、施設の利用需要が低下しており、膨大な施設更新費用や維持補修費用の捻出が大きな課題となっていると思います。平成29年に町が作成した由仁町公共施設等総合管理計画においては、公共施設は最大限の長寿命化を図り、更新が必要な施設につい

ては統廃合や廃止、売却も検討するとしております。現在老朽化した体育館をはじめ、多くの施設は修繕を行いながら長寿命化を図っていますが、耐用年数に近い施設や、既に耐用年数を過ぎてしまっている施設もあるのではないかと思います。そこで、その施設の現状においてどの程度劣化が進んでいるかを一目で把握できる公共施設ごとのカルテ、診断書のようなものは作成しているのか、また今後の需要予測などを踏まえ、統廃合や廃止、売却、維持費用の縮減、平準化など施設を適正に維持、管理していくための将来に向けた施設ごとの整備計画はあるのかお伺いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員の今後の公共施設の整備計画等についてのご質問にお答えをいたします。

日本全国で人口減少と高齢化が進み、地方公共団体の財政は厳しい状況が続いておりますが、高度経済成長期に多数建設された公共施設の維持及び更新は、当町に限らず全国的に大きな課題となっております。当町につきましても、時代の変化や住民ニーズに対応しながら順次整備や取得を進め、経年により老朽化した施設につきましては修繕や改修を行い、性能の維持、向上を図ってまいりましたが、厳しい財政状況において大量に更新時期を迎えた公共施設などの老朽化対策は当町の大きな課題となっております。このような状況の中、国では平成25年にインフラ長寿命化計画を策定するとともに、平成26年には地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針を示したところがあります。

まず、ご質問の当町の公共施設等総合管理計画であります。少子高齢社会と人口減少等による厳しい財政状況の中で近年一斉に改修、更新時期を迎える多くの公共施設について、町民ニーズも踏まえながら長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化等に取り組むための基本計画でありまして、平成28年度に策定した計画であります。当町が策定いたしました計画は、平成28年度から令和17年度までの20年間の計画であり、この計画を策定したときには193施設ありますが、全ての公共施設や道路、橋梁等のいわゆるインフラ資産の更新費用を算出しております。計画時に算定いたしました公共施設の維持更新経費であります。計画策定時の施設総量を変えずに維持するためには、向こう40年間で302億3,000万円、単年平均で7億6,000万円が必要となる結果となっております。この費用は、当町の財政状況を踏まえましても、現状のまま維持更新は非常に困難であることから、大規模改修についても後年次への先送りや見送りを行っている状況であり、実際に補修等が必要になった場合は最低限の補修を行うといった対症的な対応となっているのが現状であります。このため維持費用などを軽減するために、他の自治体の公共施設数などを参考にして、住民サービスに影響しない範囲で公共施設の廃止、閉鎖、売却について慎重に進めているところであります。

議員のご質問にありました施設ごとのカルテであります。本計画の下位計画に当たる個別施設計画として、個別カルテなどとともに令和2年度までに策定することが国から求められております。当町では、公営住宅や道路、橋梁等の個別施設計画を策定しておりま

す。さらに、本年1月には厚生労働省の通知に基づきまして、保健福祉施設長寿命化計画、子育て支援施設長寿命化計画を策定したところでありますが、その他多くの施設につきましては、その診断に要する費用や計画的に大規模改修や更新する財源を確保することができないなどの理由によりまして、カルテの策定には至っていないのが現状であります。

個別施設計画は、施設の維持にどの程度のコストがかかっているのか、利用状況はどうかと施設の状況や活用方法を検討するための数値化した資料となり、その情報を基に町民の理解を得ながら施設の必要性や休廃止、売却の推進方法などの検討を進め、公共施設の新しい活用方法を生んでいくためにも必要であるものと考えております。

これまでも様々な場面で申し上げておりますが、財政状況が引き続き厳しい状況で直ちに個別施設計画を策定し、実施に移すことはできないという厳しい状況にあります。公共施設を活用とした行政サービスにつきましては、町民の暮らしに密着した重要なものがありますことから、丹念なきめ細かな実態調査を基にした現状の把握を行い、町の将来像を見据えた検討や取組を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○8番（佐藤英司君） 私が求めているのは、本町のこの町長がおっしゃっているインフラ計画ではなくて、公営住宅インフラ、橋とか道路とか上下水道の施設は除いて建物のことをちょっとお聞きしたいのですけれども、町がやっているのは今の状態だったら壊れたら直す、剥がれたら直す、漏れたら直す、これをちゃんと概況調査を建物ごとにやっておけば、言うように壊れる前に直す、剥がれる前に直す、今これから町民プールのことを聞きますけれども、町長、町民プール建ってからまだ29年。これよく言う皆さん勘違いしているのだけれども、耐用年数ではないのです。耐用年数を延ばすためにはどうするかといったら、メンテナンスをやっていかなければならないの。その基本中の基本の概況調査も何もしないという、町長もしない、予算がないからできない、概況調査、それは診断書に、診断士だとか、コンクリート診断士に金かければ何百億ってかかります。そうではなくて、町内には優秀な一級建築士さん、電気屋さん、そういう人たちが集まって、その人たちに知恵を借りれば、この施設はもっともっとこれは長く長寿命化できるのではないかと。建物というのは、日ごとにだんだん、だんだん置けば置くほど劣化していくのです。それをしないでただ壊れたから直す、今小さな傷だったらばんそうこうで済むかもしれないけれども、下手やったら大手術をしなくてはならないのです。だから、その前にそういう概況調査、例えば中学校も小学校もそう。そういうものを見極めてこれは直さなければならぬか、前もってやっていくべきが金かからない方法だと思うのですけれども、町長どうですか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） まさに佐藤議員のご指摘のとおり、それが必要なことではないかなと思います。そのように進めていきたいと考えております。しかし、当町の財政状況で

は、はっきり申し上げてそれはできません。うちに建築の一級建築士もおります。電気技術者はおりません。ですから、やはりある程度専門的な知識を持った業者等に診断をお願いしなければ正確な金額というものははじけない、それが現状であります。あくまでも建築の技師あるいは土木の技師が目視と自分の技術力をもって判断するのが数十万円程度の、いわゆる修繕等にしか対応できないというのが現状であります。

仮にこういった建物の診断を行うようなコンサルタントに委託するとすれば、町の職員がやれば二、三十万円のものも一施設ごとに最低でも300万円はかかるものと判断しております。確かに修繕をいわゆる事前に実施をして進めていく、そのためにはもうお金をかけてでもカルテを用意することは必要なことかもしれませんが、300万円のお金があったら、壊れたときに有効な財源として活用して、その施設の修繕の延命化を図ることができるわけです。ただ、現状においては国の補助制度があります。残念ながら、今この国の補助制度というのは、国土交通省の所管の事業で建てたものだけなのであります。それらのものにつきましては、これは職員の目視であっても延命化を図るための修繕、対応等を実施しておりますが、財源措置のないものについては、本当にやりたいのは山々であります。これはなかなか取り組むことができないというのが現状でありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、1点申し上げなければならぬことがございます。これは、あくまでも統計数値的なお話でございます。全国のそれぞれの市町村が所有しています公共施設の数値でございますが、この数値を基に比較検討いたしますと、当町が所有しております公共施設の延べ床面積の合計は8万5,044平米であります。これはちょっと統計数値が古いのであります。平成27年の国勢調査人口で割り返しますと、町民1人当たり16平米になります。この数値は全国平均の、いわゆる住民、市によって、あるいは町によって、あくまでも全国平均です。全国平均で住民1人当たりの公共施設の面積は3.22平米であります。人口1万人未満の小規模自治体の平均の、これ1万人未満の小規模自治体です。1万人未満の自治体の平均が10.61平米ですから、これを上回る大きな数値、これは単に平均でありますけれども、いかに由仁町の公共施設が多いかということを実に示している数値だと考えております。これは平成の大合併が進められた、そういった合併市町村において数値が高くなるというものは、これは分かるのであります。合併をしていない当町のこの数字というのは異常に高いと。由仁町のこの規模に対する公共施設の総量が多いということがはっきり分かる数字ではないかと私は考えております。ですから、これはやはり由仁町の将来を見据えて、由仁町の適正規模に合った公共施設の在り方、それを踏まえて統廃合等も考えていかなければならないと今思っているところであります。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○8番（佐藤英司君） 町長いろいろ言うけれども、私がさっきから一番言うのは、基本は今回のプールに問題がある、由仁町のプールが元だと思っております。プールは、新しくできてまだ29年。由仁町の公共施設の平均が大体30年以上ですから、29年ってちょっと新しいのです。それが由仁町の使用人口が町外、町内を含めて大体令和元年が1万4、

800人、令和2年度で、これ今コロナの関係がいろいろあるから大体6,000人ぐらいになったのですけれども、それだけ使用人数がいるということ。それで、私プールへ行きました。プールへ行って見てきた。入って見てきたら、何の変わりも変哲も何もない。由仁の町の体育館のほうはまだひどい。そして、壁を見たら確かに壁は剥がれていた。天井がちょっとしみになっているなどということで、天井を剥がしてみたらもう天井が全部駄目だと。まだ29年ぐらいしかたっていない建物。だから、そういう建物をもっと前からしっかりと管理していれば、この今言う何千万もの金かからなかったのではないか。今何万だけでも、これから説明するけれども、まずそれで管理者は一日でも早く再開したい。それで、修繕の工事予定はいつ頃から再開する予定なのか。それと、それに関わる財源の確保と負担金から成り立つ予算の見通しについて教えてください。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時52分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

佐藤議員のこの通告質問を見ますと、まず1点は公共施設ごとのカルテのようなものはあるかとカルテの有無について質問されているわけです。2点目は、将来に向けた施設の施設ごとの整備計画はあるかと、この2点を聞いているわけです。ただいまのご質問につきましては事前に通告を受けておりませんので、私ども手元に詳細な資料は用意しておりません。ですから、佐藤議員のご質問に事細かく詳細にお答えすることはできませんが、その点だけはご了承をいただきたいと思います。

プールについては、ただいま財源を探しているところであります。議員ご指摘のとおり、あのような事態になる前に療法的な補修等を進めていけば天井が落ちるようなことはなかったのかもしれませんが、ただ、今現状として天井が崩落したということ、これを修繕を行いまして、利用に一日でも早く供したいと考えているところでありますが、何分財源確保がまず第一でありますので、ただいま財源確保に向けて調査をしているところであります。その上でプールの修繕に向けてできるだけ早い段階で予算を提示して、なるべく早い時期に再開したいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

4回目なのですけれども、これで改めて質問してください。

○8番（佐藤英司君） それで、私その質問をするところちょっと悪かったから、今回改めますけれども、まず今の東三川の寿の家、それから岩内の寿の家、2区の会館。東三川の寿の家は60年来て、もう耐用年数ではなくて寿命が来ているのです。2区会館は61

年、岩内寿の家45年、これ今言うメンテナンスも何もしていないので、いつ倒壊するかも分からないし、下手やったら今のテレビ報道で騒がれていますけれども、雪の倒壊で、美唄で雪積もって倒壊しましたよね。ああいう状態になったときに困るので、町長いつまでもこれ由仁町の財源にしておくのですか。

それと、最後に、もう最後だからあれけれども、町長、私から一つあれなのですけれども、これ全部総務課に行っているのですよね、この資産関係は。総務課、要するに事務系統の人間がこれを全部こうだあだという、何を対応して、これで対応しろといったって、横のつながりはあってやっているのだらうと思うけれども、総務系含めて、事務系含めて総体なチーム一つつくったらどうかと思うのですけれども、その辺はどうですか。

それでやめます。

○議長（熊林和男君） この件は、すみません、通告なされておられませんので、町長答えられる範囲で。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時59分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 佐藤議員のご質問にお答えをします。

まず初めに、ご質問のありました東三川の寿の家と、それから岩内の寿の家についてお答えをさせていただきますが、これは議員もご承知のことだと思っておりますが、平成20年、地方公共団体の財政の健全化に関する法律と、この法律に定める4指標、由仁町が実質公債比率で基準をオーバーいたしまして、早期健全化団体に転落という表現が正しいのかどうかは分かりませんが、団体になりましたと。この転落から一早く脱却するために、平成19年から第3次行財政改革を進めて、全ての公共施設について見直し等を進めたところでありまして、東三川の寿の家、岩内の寿の家につきましては、この行財政改革の中で廃止、解体ということを決断いたしまして、平成20年3月31日、設置条例を廃止したところでありまして、しかしながら、地域の地縁団体の単位老人クラブから、解体はせずに無償で貸与してほしい旨の要請があったことから、それ以降現在まで無償貸与を継続しております。貸与の条件につきましては、その施設の維持管理経費、電気料、水道料、燃料費、運営経費など、一切の経費については借主が地元の地縁団体のほうが負担するというところで契約を締結をしております、既に町の管理下から離れている施設であります。2区の会館につきましても同様であります、2区の会館もほぼ同じ条件で2区の自治区のほうに貸与をしているところであります。

そして、議員ご指摘の総務課で管理したらどうなのかということではありますが、これは全ての元、町の公共施設、全て廃止後は行政財産から普通財産に移っておりますので、普

通財産の管理は総務課の、いわゆる管財の所管でありますので、総務課が管理をしております。管理といいましても台帳上、書類上のことでありまして、実際は住民がその施設の利用に当たって死亡事故やけがなどが発生した場合のこともありまして、この施設本体の瑕疵に起因する場合は、これは町で補填しなければならないと考えまして、町が全国町村会の賠償責任保険のほうにこの施設は加入しているということでもあります。

さらに、ご質問の適正な管理を進めるためにクロスオーバー、建設水道課、専門家を交えたチームをつくってはどうかということでもあります。これはお時間をいただいて検討していきたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 佐藤君

○8番（佐藤英司君） 最後です。ごめんなさい。

建物というのは日ごとに、先ほど言いましたけれども、劣化していきます。メンテナンスをすれば寿命が延びるということを一言、言わせていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、加藤君の発言を許します。

加藤君

○2番（加藤重夫君） 児童生徒の一斉休校後の視力について教育長にお伺いします。

ここ30年ほどでパソコンやゲーム危機が急激普及し、2019年には各家庭でのスマートフォンの保有率は83.4%に達し、タブレット端末なども教育現場で多く使用されるようになりました。それらは近くで見れば見るほど目に負担がかかり、視力低下の影響が出ると言われております。新型コロナウイルスに見舞われた2020年、一斉休校が開けた6月に視力検査を行ったある学校では視力が0.7未満の子供が前年の17%から23%に増加したそうです。これまで5年間は横ばいだったので、今回の調査で児童生徒の視力低下が判明したようですが、当町の児童生徒の休校明け後の視力についてどのようになっているのか教育長にお伺いします。

○議長（熊林和男君） 加藤君、視力が0.7と読んだのですけれども、0.7でよろしい……

○2番（加藤重夫君） すみません、訂正します。視力が0.7未満の子供です。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

学校では、学校保健安全法に基づき毎年身長、体重、視力、聴力のほか心臓や眼科、歯科、尿検査などの複数の項目について健康診断を実施するとともに、町では由仁っ子健診やピロリ菌検査などを行い、児童生徒の健康の保持、増進に努めているところであります。本年度においては、学校における健康診断は6月までに完了する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の臨時休業がありましたことから、10月まで期

間を延長し、全ての検査項目を終えております。また、健康診断の結果は保護者に対し通知するとともに、異常が疑われる場合は医療機関への受診を促す対応を取っているところでもあります。

ご質問にあります一斉休校明けの視力の状況ではありますが、小学校では視力検査を昨年4月上旬に終了しているため、一斉休校明けの状況は把握できておりませんが、中学校は6月の一斉休校明けに検査を実施しております。中学生の視力検査の結果は、視力0.7未満の場合は令和元年度が27.1%、令和2年度は29.6%でありましたが、これら健康診断の結果と今回の一斉休校との因果関係は明らかではありません。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により実施されておりましたが、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の調査結果からしますと、この10年間で平日に学校以外でテレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見る時間が増加傾向にあり、特に中学生における時間の増加が著しい状況であります。視力が低下する原因の一つとして、こうした生活習慣の変化が関係しているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） 先ほどの1点目の質問にもありましたけれども、6月に実施した視力検査のお話ししましたけれども、その5か月後の11月に日本眼科医会と一緒に調査を行ったようですけれども、その6月に23.6%だった0.7未満の児童生徒が54.5%と倍以上に増加したことが判明しております。この数字は、学年が上がるごとに増えていって、小学校1年生では23.5%、6年生になりますと78.3%まで増えているようでございます。眼軸近視は病気の何かリスクを高めるおそれがあり、例えば緑内障でしたら3.3倍だとか、あと白内障が5.5%、網膜剥離となりますと21.5%になると何かされているようでございます。ある大学教授と眼科学会では、近視の進行を防ぐために2つの対策を推奨しているようです。1つ目は太陽の光を浴びる、2つ目が20分間継続して近くを見た後6メートル以上離れたものを20秒間眺めることを何か推奨しているようでした。当町の小中学校において、その視力低下を予防するために実施していることがあればお伺いして、私はこの質問に対して終わりたいと思いますけれども、教育長どうでしょうか。

○議長（熊林和男君） 教育長

○教育長（田中宣行君） 視力の低下に限らないことなのですが、児童生徒の健康保持のためには規則正しい生活、生活リズムを崩さないということが大変重要だと思っております。パソコンだとかスマートフォンの使用が増えておりますけれども、長時間の使用については十分注意するように家庭に対しても指導を行っているところでございます。

それと、付け加えれば来年度からタブレット端末を各児童生徒1台ずつ配備することになっておまして、それによる影響も懸念されているところでありますが、要は授業中正しい姿勢で行うことだとか、長時間画面を見続けられないことだとか、たまには黒板を見るよ

うにさせるだとか、そういうような対応を取って、いわゆる電子機器による影響を最小限に抑えていくようなことを学校に対しても指導しているところであります。

以上であります。

○議長（熊林和男君） 加藤君

○2番（加藤重夫君） 目にとってかつてない危険な時代と懸念されております。多くの児童生徒が近視と無縁の暮らしを送れることを望みまして、私はこの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○7番（大竹 登君） 私は1点、町の財政運営と財源確保についてお尋ねをいたします。

コロナ感染症拡大防止対策の出口が不透明の中、町の財政運営と財源確保についてはかつてない困難さと厳しさが予測されます。町の基幹産業である農業所得の減退や、中小企業の経営困難も加速されていると聞いております。

また、高齢者人口も4割を超えましたが、年金収入の増加が見込めない高齢者の割合も増えております。こうした状況の中では、到底町税収入の増加も見込めないものと思います。一方で、消費税10%に次いで高齢者の医療費が1割から2割へ引き上げる新たな負担増も導入されようとしております。住民負担が担税能力の限界を超えているという悲鳴も聞こえる中で、町の今後の財政運営、地方交付税の確保をはじめとする財源確保の見通しについて町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の財政運営と財源確保についてご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス対策及びこれから開始されるワクチンの接種事業など、国を挙げての感染症対策や地域経済の回復など様々な取組が行われ、その費用が膨大なこと、また一方では新型コロナウイルス感染症の影響による景気の下振れや税収の大幅な減少によって国の財政は大きく疲弊しているものと考えているところであります。このような状況の中でも当町の財源確保において一番重要な歳入、収入源であります地方交付税につきましては、令和2年度と同様から微増、若干増えたといったところが確保されたところであります。しかしながら、国の交付税原資は確実に減少しており、令和3年度分の交付に当たっ

ては、交付税特別会計の借入金償還や過去の交付税原資の穴開き分の償還を先送りして対応しただけであり、景気変動によって財源の増減が宿命となる地方交付税にあつては、年度間調整により近い将来には交付額の圧縮が想定されているところであります。

また、交付税以外の収入につきましても、ゴルフ場利用税交付金や入湯税など、新型コロナウイルス感染症による利用者の減少の影響を直接受けたことによって、既に大幅な収入額の落ち込みが発生しているところでもあります。当町は歳入の5割近くを地方交付税に頼っており、そのほかの歳入の増加も見込めない厳しい状況と併せて非常に厳しい、これからも厳しくなる財政状況であることが予想されます。このため歳出の削減と歳入確保を常に意識し、徹底した財政健全化に取り組むとともに、以前から申し上げているとおり地方固有の財源である地方交付税総額の確保に対しては、これは私ども地方団体が一丸となって、これまで以上に国に対して要求すべきことは要求すると考えております。今後も議会の協力も得ながら、関係機関に対して要請を行っていきたいと考えております。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 年度末で今年度の所得等の確定というのがまだなされておられませんから、各分野におけるどの程度の落ち込みやら増減があるのかということ、未確定な要素はありますけれども、今考えられるだけでもコロナ対策による経営持続金でありますとか、給付金等のあれが新年度ももう継続されるというような見通しがあるというふうには聞いておりませんので、その分だけでも相当の落ち込みが出てくるのかなというふうに思います。コロナ対策の出口が見えないものですから、農業所得なんかがどの程度落ち込んでくるのかということは見えないところもありますけれども、商店なんかは相当深刻な打撃があるというふうにも聞いております。それで、今のところ今年度対比で町税と町内のその収入やそれに伴う税金の見通しというか、そういうものがどの程度見込まれるというふうに考えておられるのか。

また、一般論として地方交付税の今後の圧縮の問題でありますとか、いろいろ出されておりますけれども、現状でつかめるところのこの見通し等についてどう捉えているかということ再度お伺いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 税の担当をしております住民課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 大竹議員のご質問にありました町税について、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、個人の町民税でありますけれども、農業者に関してはそれほど影響が大きいと判断しております。片や営業は、給与に関しては新型コロナウイルスの影響を受けているというふうに判断しまして、新年度の予算においては個人の町民税で378万3,000円の減収と見ております。そのほかにもゴルフ場利用税、入湯税と新型コロナウイルスの影響を受けているものがありまして、実績の数字になりますけれども、ゴルフ場利用税は前年比で令和2年度におきまして35.3%の減、入湯税で35.5%の減という状況になっております。こういった状況から新年度の予算におきましても入湯税で52万3,000円の減額、ゴルフ場利用税につきましては、こちら交付金のほうになりますけれども、1,600万円の減額というように予算を計上したところであります。

以上です。

○町長（松村 諭君） 私のほうから交付税でございますが、基本的に交付税のほうはほぼ今年度並みの確保されるのではないかと一般的には言われておりますが、国勢調査が行われまして、当町におきましては496人の人口が減少しておりますので、国勢調査の人口減ということで、これが交付税の算定に使用されるようになりますので、確保されるというものの交付税は減るのではないかとこのように見込んでおります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） ざっくりしたあれで言いますと、国勢調査で496、約1割の減少で、それがそのままの数値で交付税の算定に転嫁されるとは言えませんが、住民5,000人で25億円といった大ざっぱな数字でいくと、1人当たり50万円くらいの、そういうあれになろうかと思っておりますけれども、それがそっくり跳ね返るとは思いませんけれども、かなりのやっぱり影響が出てくるなというふうに思います。

本来で言いますと、地方税収の減収分は交付税で補填されるシステムになってはいるとはいえ、必ずしもそうならない傾向も続いております。所得が増えない、収入が増えない状況の中でいろんな負担も増えていくという非常に困難な状況も地方ほど厳しい状況になってきているかと思っております。その点での十分な財源確保の努力を一層強めることを求めまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、羽賀君の発言を許します。

羽賀君

○4番（羽賀直文君） 私は1点、新型コロナウイルス感染症罹患後発症後の町民への情報提供について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の終息が全く見えない現在、当町においても1月22日、町が運営する施設において感染者が確認されました。関係者及び関係機関の指導、協力によ

りクラスターに至らなかったことは何よりでしたが、入所、入院されている方やご家族、直近に診療所を受診された方や職員の方々は、さぞかしご心痛のことだったと推察いたします。事の経緯や今後の対応等については、防災無線や町ホームページで一部公表されましたが、町民の不安を払拭するまでの情報発信には至らなかったと考えます。入所されているご家族への対応、関係者のPCR検査、当該施設の消毒、新設した陰圧室の利用の有無等、まだまだ発信できることはあったと考えます。ともすれば、不確定な情報が錯綜し、不安に陥りがちな状況のときこそ少しでも正確な情報を発信し、安全をPRすることも情報の役割と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 羽賀議員の新型コロナウイルス感染症発生後の町民への情報提供についてのご質問にお答えをいたします。

北海道内の新型コロナウイルス感染者数は減少傾向を示しながら、空知管内でも感染者の確認がいまだに続いております。1月22日に町が運営する介護老人保健施設の職員において感染が確認され、岩見沢保健所の指導の下対策を講じるとともに、町民に防災無線やホームページで経過などについて情報を発信したところであります。羽賀議員のご指摘のとおり、不確定な情報が錯綜することは町民に不安と混乱を生じさせることとなります。今後におきましても、町民の不安解消を図るため正確な情報を収集、さらに確認し、適切に情報の発信を行いながら予防、啓蒙と安全対策に努めてまいります。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○4番（羽賀直文君） ただいまの町長の答弁は、大変私の質問に対して真摯に答えていただけたかなというふうに感じております。第一報を受けて、町民の方々の感じるどころというのは、やっぱりちょっとそれぞれ思いに温度差があるのかなというふうには感じております。ここにも先ほど述べさせていただきましたけれども、同職場で勤務されている方々や入所、入院されているご家族の方、それから直近に受診された方々というのはそれを聞いたときに第一義的には自分はどうなのかな、感染のリスクはないのかな、そういうふうにするのがやっぱり人間として当然のことだと思うのです。

特にはここに事務長がおられますけれども、陣頭で指揮されていた事務長は周りのことに気を配りながらも、自分たちのこともやっぱり考えなければならない。そういった意味では、大変心痛んだ中で作業されていたのかなというふうに思います。なぜ自分がこういうふう感じたかという、ちょっとレベル的には大分落ちるのですけれども、1月14日に栗山警察署でクラスターがありましたよね。発表されました。その2日前に私は免許の更新手続きでちょうど行っていたのです。職員の方と町政の事務職の方が感染していたということで、あれっ、ひょっとしたら俺あの窓口でお金のやり取りした人やら、書類を書いた人がそうだったのかなと思って、ロビーにせいぜい20分ほどしかいなかったわけですが、そんなささいなことでも自分はひょっとしたらと思うのです。そういうことを考えると、やっぱりその当事者というか、現場にいた方々のその心痛というの

は、これいかほどかなというふうに非常に思われました。

ここで一つ、昨年12月に町内の事業所で発生した事案の文書があるので、ちょっとかいつまんでご紹介させていただきたいのですけれども、まず経緯からですけれども、12月の3日木曜日に当該職員のご家族の方がPCR検査で陽性と判明、このため当該職員は無症状でありましたけれども、翌日4日金曜日にPCR検査を実施したところ、5日土曜日に陽性と判明したとのこととございます。なお、この当該職員については3日の午前11時より出勤は止めていたと。次に、対応状況ですけれども、来店したお客さんの中には濃厚接触者に該当する方はいませんでしたと。次に、同フロア及び接触があった職員は、6日日曜日にPCR検査を受診し、全員が陰性であることが判明した。そして、保健所の指導の下、6日日曜日に職場内の消毒作業を行い、7日月曜日からは通常営業をするということ。さらに、この職場に勤務されていた職員については全員17日までの10日間自宅待機とし、接触のなかった職員にて対応させていただきます。つまり発生当時いた職員を総入れ替えしたということです。最後に、ただし書みたいな感じで、この事業者は何か所も事業所をお持ちですけれども、全職員に対して毎日の検温、手洗い、うがい、アルコール消毒、マスクの着用を義務づけて、そして今回そういう事態に至ったことを関係者、利用者の皆さんに大変ご迷惑をおかけして、心よりお詫び申し上げます。今後も感染拡大防止に向け取り組んでまいりますので、ご理解をくださいという。そして、最後にですけれども、常識といえば常識ですけれども、当該職員、またその家族においての人権尊重やプライバシー保護のためのご理解をよろしくお願いします。ここまで7日の時点に関係者全戸に通達されております。対応の早さもさることながら、ここまで公表していただいて初めて利用者としては安心して、ここの施設は大丈夫なのだなというふうな安心感を持つと思うのです。それに対してちょっと今回当該施設、うちの施設内で起きた情報発信は若干というか、これから比べると相当弱かったのかな、こういう対応で果たして町民の皆さんの安心が守られたのかな、そういうふうに思いました。特に併設されているのが診療所ということで、何人かの方とちょっと話す機会あったのですけれども、何かしばらくおっかなくて行けないよねと、そういう声も聞かせていただきました。そういう不安やちゅうちょを持たせることは、やっぱり情報が足りなかったのではないかなというふうには私は認識しましたがけれども、先ほど町長もこれからはそういった発信に努めていくということだったので、改めてあまり深くは聞きませんけれども、この事業所の対応と比べて町としての発信はどうだったのかなという点について、もう一点だけお伺いして終わらせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 再質問のお答えをさせていただきますが、改めまして当町の施設のほうで発生した、いわゆる感染の系列についてせつかくの機会とございますので、報告をさせていただきます。

まずは、町立診療所では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づきまして、いわゆる行政検査が行えるように昨年の9月に北海道と委託契約を締結した

ところであります。この検査の実施に当たりましては、発熱外来で受診する患者さんをドライブスルー方式あるいは仮設のプレハブ、陰圧テントで患者の受診形態に合わせ、一般の患者との動線分類を行いながら、医師の診断により行っているところであります。

検査の結果につきましては、翌日に検査委託会社からの報告によりまして、その結果を保健所のほうに報告し、陽性の場合は患者への処置、対応についてはこの規定に基づきまして北海道保健所になるのでありますが、北海道が行うこととなっております。

これまでの実績でございますが、町立診療所における報告義務のある行政件数は、今年の1月31日まででPCR検査181件、抗原検査60件と計241件であります。これだけがコロナの疑いということで、行政検査実施しているところであります。ご質問のとおり1月22日に診療所に併設する介護老人保健施設に勤務する職員の感染が確認されまして、その検査の結果を保健所のほうに報告いたしました。その後の対応につきましては、保健所と感染者本人が保健所の指導に基づきまして対応することになりますが、自宅療養になるのか、北海道ではケース、由仁町ではほとんどないと思うのですが、あるいはホテルに入るですとか、指定された病院のほうに入院するなど保健所のほうから指示を受けまして、さらに本人の同意を得て、町としましては医師の助言を得て、防災無線等で情報を発信したところであります。

感染者が確認された後の対応につきまして、由仁町新型コロナウイルス感染症対策本部と介護老人保健施設等の連携を図りながら進めることとしておりますが、施設内の一番危惧されておりますクラスターを防止するため、入所、入院されている方、職員など関係者全員のPCRの検査、さらにはその準備並びに家族の説明を進めまして、対策本部とのいわゆるタイムラグが生じまして、私どもが無線で発表する前に家族や親戚の方に伝わりまして、うわさが先行するような形でご心配をおかけしたところであります。この点につきましては、おわびを申し上げるとともに今後改善に努めてまいりたいと考えているところであります。

議員ご指摘のとおり町民の安全、安心を委ねる診療としましては、法的には感染者の発生について公表する義務はありません。これは診療所もそうですし、事業所においても義務はありません。しかしながら、私どものほうといたしましては、町民に対して完成あるいは蔓延防止を図ることから、必要な情報のみを無線放送やホームページで周知したところであります。これにつきましては、事業所においても同様であります。しかしながら、この周知につきましては、これ今回のケースは私どもの職員でありますから、たとえ職員でありまして、個人情報保護法の規定によりまして、やむを得ない事情や特に必要な場合を除きまして、感染者本人に同意を得ることになっております。この同意は、恐らく毎日数値を御覧になるニュースでもお聞きしたことがあるとは思いますが、住所、氏名、年齢、居住地非公表というやつであります。町内で発生した方、診療所の職員についても扱いは同様であります。私どもとしましては、本人がそのことを希望しているのでありますが、やはり町の施設の職員であるということから、町民に不安を与えてはいけないということから、職員のほうが直接本人とお話をいたしまして、公表をするという同意を得たところであります。その同意につきましては、どのような形で町民に周知するのかというこ

とを詳細に打合せをして無線放送、あるいはホームページで情報の公開、提供を行ったところであります。

町内におけるこのうわさレベルの拡大ですとか風評被害の防止、感染者の人権擁護のために町としては感染者をどちらかといえば説得して、同意を得た上で発表したところであります。情報の取扱いというのは非常に難しいことがございまして、たしかさきの臨時会の際にも私補正予算の説明のときのご質問にもお答えをしているところでありますが、私どもはこのコロナに関する情報は議員各位に全てお伝えをしております。しかし、この情報提供する側といたしましては、その情報を聞く方あるいは見る方、読む方、まずはこの3つを重視いたします。さらに、その提供の目的、町民に知らせなければならないことをまず第一に、次に知っておいたほうが良いことを考え、事細かくあるいは何から何までというわけではなく、目的に応じて私どものほうで取舍選択をする必要があると考えているところであります。提供された側、見た人、聞いた人、読んだ方には誤った解釈をされる方もおりますので、これもまた問題になるところであります。

昨今のこのコロナに関する様々なメディアの報道を見ておきますと、どちらかといえますと私もそうでありますが、恐らく多くの町民の方がメディアを通して入ってくる情報の中で考え方がこういう場合はこうなのだというふうに一定の自分の考えをお持ちになっている方が大変多いのではないかなと思っておりますが、この感染につきましては例えば感染経路、患者の容体、感染したと思われる日時あるいは場所、さらには家族の家庭環境など様々な要素を考慮して、診療所の医師の助言を得ながら適切に情報発信を行いながら予防と啓蒙、さらには安全対策に努めてまいりたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、事業所の実施したとおりの情報提供をすることも、これも一つの考え方でありまして、これは事業所の判断によるものであります。私どもは、ただいま申し上げたとおり医師の助言を受けながら、情報収集に努めながら適切に情報発信をもらいたいと考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） 羽賀君

○4番（羽賀直文君） 最後に1点だけ、先ほど言われる無線、それからホームページ等で公表したということでございますけれども、なかなかそのホームページでは大変申し訳ないですけれども、どれだけアクセス数があるのかなど。私もその情報を見てみましたけれども、これ果たしてどれだけの方がこのホームページを閲覧しているのかなというふうなこともございますし、やっぱり公表するのであれば少しでも多くの方にその情報を知っていただくような、そういう対応も必要なのかなと思っております。この新型コロナ、現状ではまだ変異株ですとか不確定な要素も多々ございますので、今後こういうことがあればどこまで公表していいのか、悪いのかというのはふるいにかける必要相当あるのでしょうか、もしここまで公表するというような方針が決まるのであれば、やっぱりある程度広くみんなに周知するような、そういう対応も今後検討していただきたいなどご指摘させていただいて、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第2、一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日3月13日から3月17日まで休会とし、3月18日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） 皆さんに連絡をいたします。

3月18日の会議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午前11時01分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

3 番議員 早 坂 寿 博

4 番議員 羽 賀 直 文